

兵庫医科大学薬学部保護者会会則

(趣旨)

第1条 兵庫医科大学保護者会内に薬学部保護者会(以下「薬・保護者会」という)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 薬・保護者会は、本学薬学部生の保護者間の交流を図り、情報や意見の交換の場とするとともに、意見具申や提案を通じて本学の薬学部教育を支援することを目的とする。

(活動)

第3条 薬・保護者会は前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 1 保護者間の情報・意見の交換
- 2 病院・薬局実務実習における交通費等の不平等の改善
- 3 国家試験・共用試験対策事業に対する提案
- 4 その他、薬・保護者会が必要と認めた業務

(会費)

第4条 薬・保護者会の会員は、第3条に定める活動に資するため、入会時(原則として第1年次後期学費納入時に代理徴収)に維持会費として10,000円を本会に納入するものとする。

② 第3条2号に定める活動に資するため、特別会計として別途会費を当該学年の保護者から、薬・保護者会の議を経て、徴収することができる。

(組織)

第5条 薬・保護者会は、兵庫医科大学薬学部在学生の保護者をもって構成する。

② 薬・保護者会に次の役員を置くことができる。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 幹事 若干名(庶務担当、財務担当、ほか)
- 4 監事 2名(会計監事)

(役員)

第6条 会長等役員は、薬・保護者会の議を経て、決定する。

② 会長等役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、該当学生の在学期間とする。

③ 会長は、薬・保護者会を管理し運営にあたる。

④ 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故等がある時はその職務を代行する。

⑤ 幹事は、薬学部運営委員会の協力の下、薬・保護者会の運営に必要な実務や管理などを行う。

⑥ 監事は、薬学部運営委員会の協力の下、薬・保護者会運営に必要な会計管理などの監査を行う。

兵庫医科大学薬学部保護者会会則

(薬・保護者会幹事会)

第7条 薬・保護者会の目的を達成するため、薬・保護者会幹事会を置く。

② 薬・保護者会幹事会に関する規程は別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、薬・保護者会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成21年11月14日から施行する。

附 則

現第1・2・3年次生の保護者は、第4条第1項に定める維持会費10,000円を、平成22年度後期学費納入時に納入するものとする。

附 則

この規程は、平成22年3月18日から施行する。